薬友会会則

第１条　本会は徳島大学薬友会と称する。

第２条　本会は会員相互の親睦並びに母校の隆昌を計り進んで薬事の発展に寄与するものとする。

第３条　本会は下記の会員をもって組織する。

１．通常会員：徳島大学薬学部（徳島高等工業学校応用化学科製薬化学部及び製薬化学科、徳島工業専門学校製薬工業科）と徳島大学大学院薬学研究科（及び薬科学教育部）の出身者、及び本学に在学していたもので役員会が推薦した者。

２．特別会員：徳島大学薬学部の教員及び職員の中より役員会が推薦した者。

３．準 会 員：徳島大学薬学部、徳島大学大学院薬学研究科の在学生。

４．名誉会員：本会に功績のあったものの中より役員会の推薦した者。

第４条　母校学部長を名誉会長に推薦する。

第５条　顧問若干名を置き会員中より役員会において推薦する。

第６条　本会は会務を処理するために下記の役員を置き任期は二年とする。ただし再任は妨げない。

会　　長　１名
（役員会において推薦された者）

副 会 長　若干名
（役員会において推薦された者）

常任理事　本学部出身の教職員

会計幹事　若干名

理　　事　役員会において推薦された者

第７条　集会は役員会及び総会の二つとし会長がこれを招集する。

１．役員会は必要に応じて開催し重要事項を審議する。

２．総会は原則として会長が必要と認めたとき開催し会務を報告し、その他重要事項を議決する。

３．総会の開催に当たっては約一ヶ月前までに各会員に通知するものとする。

４．総会の議事は出席通常会員過半数の議決によるものとする。

第８条　本会は次の事業を行う。

１．会誌及び会員名簿の発行。

２．その他本会の目的に必要な事業。

第９条　準会員は入学時に入会費 20,000 円を納入するものとする。（但し留学生については会費は免除する）。

第10条　通常会員は別に定める会費を納入するものとする。

第11条　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日に終わる。

第12条　本会の経費は会費、寄付金及び他の収入をもってこれに充てる。

第13条　会則の変更は総会の決議を経るものとする。

第14条　本会は本部を徳島大学薬学部内に置き、各都道府県に努めて支部を設置し、常に本部と密接な連絡を保つものとする。

付則

この改正規則は昭和５７年 8 月 7 日より施行し、昭和５８年４月１日から適用する。

この改正規則は平成１５年１０月１１日より施行し、平成１６年４月１日から適用する。

この改正規則は平成２５年１１月　９　日より施行し、平成２６年４月１日から適用する。
この改正規則は平成 28 年１月　21日より施行し、平成 28 年４月１日から適用する。
この改正規則は平成 31 年 4 月　19 日より施行し、同日から適用する。
この改正規則は令和４年 3 月 19 日より施行し、令和４年４月１日から適用する。